

国会議員の選挙等の執行経費の適正化について（総務大臣あて）

指摘の背景となった16都府県188市町に交付された国会議員の選挙等の

執行経費(支出) 331億2196万円

1 制度の概要

国会議員の選挙等の執行経費は、国が負担することとされ、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」（以下「基準法」という。）において、経費の種類ごとに基本額が定められている。そして、その内訳が示された基本額算定表によると、投票所経費及び開票所経費の基本額の内訳で大きな割合を占めているのは、超過勤務手当である。また、選挙人の数が3万人以上の開票区の開票所経費については、基本額に地域加算等をした額（以下「基本額等」という。）に、3万人を超える選挙人の数1万人ごとに基本額等の100分の30（以下「加算率」という。）相当額を加算することとされている（以下、この額の加算を「開票所加算」という。）。）。。

総務省は、基準法に基づき、執行経費を算定して都道府県に交付し、都道府県は、市町村分を管内市町村に交付している。そして、執行経費については、交付された総額の範囲内で、融通して補うことができることとされていて、精算を要するものではないとしている。

さらに、基準法においては、避けることのできない事故その他特別の事情によって執行経費の交付額をもって選挙事務を執行することができない場合、執行経費を追加して交付することができることとなっている（以下、追加して交付する経費を「調整費」という。）。）。。

また、基準法等においては、備品に係る経費は計上されていないが、市町村等は、選挙事務の省力化を図るなどのため備品を購入し、執行経費により支出を行っている。

2 検査の結果

16都府県188市町における19年7月実施の参議院選挙及び21年8月実施の衆議院選挙の執行経費を検査したところ、次のとおりとなっていた。

(1) 投票所経費について

ア 投票所事務の従事時間についてみると、基本額算定表では16時間と想定しているが、188市町全体の実際の平均従事時間は参議院選挙で13.5時間、衆議院選挙で13.6時間となっていた。

イ 配置人数についてみると、基本額算定表から算定される基準配置人数の総数は参議院選挙で計96,282人及び衆議院選挙で計95,737人となっているが、実配置人数はそれぞれ計84,241人及び計88,009人であった。そして、基準配置人数と実配置人数とを投票所ごとに比較したところ、参議院選挙で71.9%、衆議院選挙で63.6%の投票所において実配置人数が基準配置人数を下回っていた。

ウ 賃金職員の導入状況についてみると、市町村数では参議院選挙で52.1%、衆議院選挙で54.2%、投票所事務従事者数では参議院選挙で22.4%、衆議院選挙で23.7%となっていた。

(2) 開票所経費について

ア 開票所事務の従事時間についてみると、基本額算定表では5時間と想定しているが、188市町全体の実際の平均従事時間は参議院選挙で3.7時間、衆議院選挙で3.6時間となっていた。

イ 配置人数についてみると、基本額算定表等から算定される基準配置人数の総数は参議院選挙で計105,542人及び衆議院選挙で計106,525人となっているが、実配置人数はそれぞれ計59,608人及び計60,959人であった。そして、これを開票所ごとに比較したところ、参議院選挙で86.6%、衆議院選挙

で84.3%の開票所において実配置人数が基準配置人数を下回っていた。

特に、選挙人の数が4万人以上の開票所においては、加算率に基づき算定される基準配置人数と実配置人数とが大きくかい離していた。

ウ 賃金職員の導入状況についてみると、市町数では参議院選挙で30.8%、衆議院選挙で33.5%、開票所事務従事者数では参議院選挙で5.5%、衆議院選挙で6.0%となっていた。

(3) 調整費について

参議院選挙においては、多額の調整費が交付されていたが、総務省は、調整費の交付に係る具体的な要件等を整備していない状況となっていた。

(4) 備品の購入について

備品の購入状況についてみると、85.6%の市町において、投票用紙自動交付機等の備品を参議院選挙で4億6116万余円、衆議院選挙で4億7680万余円購入していた。このうち、投票日後に納入されているものが、参議院選挙において36市町で1億0647万余円、衆議院選挙において10市町で1182万余円見受けられた。そして、これら備品の購入目的を次回の選挙の用に供するためなどとしていた。

上記のとおり、投票所経費及び開票所経費の基本額の算定の基礎となっている選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等が選挙事務の実態とかい離していたり、開票所加算が実態を適切に反映したものとはなっていなかったり、次回の選挙の用に供する備品を購入していたりなどしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

国会議員の選挙等の実施に当たり、執行経費の交付額の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 選挙事務従事者の従事時間数、配置人数及び賃金職員の導入について、実態を調査し、基本額の算定に反映させること
- イ 開票所の実態を調査した上で、加算率の見直し等を行うこと
- ウ 調整費の交付要件をあらかじめ周知するとともに、具体的な手続を定めて調整費の要望に対し十分な審査を行うこと
- エ 備品の購入の実態を調査し、経費の算定に適切に反映するよう検討すること、また、次回選挙に備えるための備品購入を行わないよう周知をより一層徹底すること